

第6次大阪府障がい者計画策定検討部会における検討状況について

1 大阪府障がい者計画について

大阪府においては、令和3年度から令和8年度末を計画期間とする第5次大阪府障がい者計画(以下、「第5次計画」という。)に基づき、幅広い分野にわたる施策を総合的、計画的に推進してきた。第5次計画は、令和5年度には中間見直しを行い、第7期大阪府障がい福祉計画及び第3期大阪府障がい児福祉計画と一体的なものとして改定が行われた。

現行計画の期間が令和8年度末を終期としていることから、本年度4月より本協議会のもとに第6次大阪府障がい者計画策定検討部会が設置され、障がい当事者も含めた幅広い分野の委員が参画の上、次期計画策定に向けた検討を進めている。

今後、本年8・9月に実施された生活ニーズ実態調査の結果や計画の実績・進捗の状況等を踏まえ、本年度内を目処に議論をする予定となっているが、これまでの議論の方向性について、次のとおり報告する。

<障がい者計画及び関連する計画の期間について>

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
障害者基本計画 〔内閣府〕		第4次計画(H30-R4)				第5次計画(R5-R9)						第6次計画(R10-R14)				
大阪府 地域福祉支援計画 〔福祉部 地域福祉推進室〕		第4期計画(R1-R5)				第5期計画(R6-R11)						第6期計画(R12-R14)				
大阪府 障がい者計画 〔福祉部 障がい福祉室〕	第4次計画(後期計画)(H29-R2)			第5次計画(R3-R8)								★ 第6次計画(R9-R14)				
大阪府 障がい福祉計画 〔福祉部 障がい福祉室〕		第5期(H30-R2)		第5期(R3-R5)			第7期(R6-R8)		第8期(R9-R11)			第9期(R12-R14)				
大阪府 障がい児福祉計画 〔福祉部 障がい福祉室〕		第1期(H30-R2)		第2期(R3-R5)			第3期(R6-R8)		第4期(R9-R11)			第5期(R12-R14)				

2 基本構成

第5次計画を大筋で継承しつつ、以下の観点により見直しを行う。

(1)基本理念について

- ・ 第5次計画では「全ての人間(ひと)が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念に掲げ、障がい者の尊厳と権利の保持を前提に、全ての人間(ひと)が支え合い生きるインクルーシブな社会の実現を目標としており、次期計画においても大筋で継承すべきである。
- ・ また、今後の障がい福祉を支える地域を育む視点や、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」こと、また2025年に開催された大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」をも勘案し、あらゆる主体に向けたメッセージ性のある基本理念とすべきである。
- ・ 以上の考え方から、次期大阪府障がい者計画の基本理念として、今後、大阪府がめざすべき社会をイメージし「全てのひとが認め合う、いのち輝く自立支援社会づくり」とすることを提案する。

(2)基本原則について

- ・ 第5次計画においては、「障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持」、「多様な主体による協働による地域づくり」、「あらゆる分野における大阪府全体の底上げ」、「合理的配慮によるバリアフリーの充実」「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」という5つの項目について、基本原則が整理されている。
- ・ 令和4年の障害者権利委員会による見解及び勧告を含めた総括所見(いわゆる国連勧告)の趣旨を踏まえると、次期計画においては、障がいのある人が他の者と平等な人権の主体であると認識するとともに、基本理念に掲げる社会の実現に向けて、今後の障がい福祉分野における課題解決に取り組んでいくにあたっては、地域社会における障がい理解や課題認識に基づく連携、協働が不可欠であり、そのような地域を育んでいく意識を共有していくことが必要である。
- ・ このような観点から、次期計画の基本原則は、以下の項目で整理する。

現行計画	次期計画案
①障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持	①真の共生社会・インクルーシブな社会の実現
②多様な主体の協働による地域づくり	②全てのひとの命と尊厳の保持
③あらゆる分野における大阪府全体の底上げ	③障がいの有無によらない相互理解の促進
④合理的配慮によるバリアフリーの充実	④誰もが担い手となる地域づくり
⑤真の共生社会・インクルーシブな社会の実現	⑤多様な主体の強みを活かした大阪府全体の底上げ

(3) 共通場面「地域を育む」について

- ・ 障がい者を取り巻く状況の変化を踏まえた内容にするとともに、個別分野ごとの施策の方向性について、基本原則の項目順に対応した構成とする。

現行計画	次期計画案
①障がい者虐待の防止や差別の解消 ②関係機関による強固なネットワークの構築 ③人材の確保と育成 ④障がい理解の促進と合理的配慮の浸透 ⑤ユニバーサルデザインの推進 ⑥大阪府全体の底上げ	①障がい者の権利保障 ②障がい者の差別の解消や虐待の防止 ③誰もが暮らしやすい環境の整備 ④情報保障及びコミュニケーション支援の推進 ⑤障がい者の生活を支える人材の確保・育成 ⑥地域の支援力の強化

(4) 共通場面「地域を育む」と生活場面の整理について

- ・ 第4次計画(平成24年度から令和3年度)より、6つの生活場面「地域やまちで暮らす」、「学ぶ」、「働く」、「心や体、命を大切にする」、「楽しむ」、「人間(ひと)としての尊厳を持って生きる」に整理し、個別分野ごとの施策の方向性のもと施策が展開されてきた。
- ・ 障がい者やその家族等を取り巻く課題が複合化・複雑化するなか、平成30年4月の改正社会福祉法施行により、都道府県の地域福祉支援計画が、障がいや高齢など各福祉分野の上位計画と位置付けられ、インクルーシブな共に生きる社会の実現に向け、より包括的な地域での支援体制を整備していくことが示されたことも踏まえ、「多様な主体が協力し、全ての障がいのある人が安心して暮らせる地域を育てている」ことをめざすべき姿勢とし、「共に生きる社会」を実現するために、長期的な視点を持って社会全体で課題解決に向けた取組みを進めることとして、共通場面「地域を育む」について現状と課題や施策の方向性が整理された。
- ・ 令和4年の国連勧告を踏まえて、障がい者の権利保障という観点のもとに各生活場면을育むことを考えた時に、改めて、生活場面の内容を精査すると、共通場面「地域を育む」に関連深い一部の生活場면을統合する。
- ・ また、(3)で整理した、個別分野ごとの施策の方向性「障がい者の権利保障」、「障がい者の差別の解消や虐待の防止」、「誰もが暮らしやすい環境の整備」、「情報保障及びコミュニケーションの確保」、「障がい者の生活を支える人材の確保・育成」、「地域の支援力の強化」は、共通の“場面”というよりも、各生活場面に横断的に必要となる“視点”としての意味合いが強く、第5次計画における共通場面「地域を育む」は、次期計画においては、「各生活場面に共通する横断的視点」とする。

【共通場面と生活場面の統合】

現行計画の生活場面	次期計画案(各生活場面に共通する横断的視点)
<p>生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」</p> <p>④まちで快適に生活できる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全で安心な地域生活のための環境整備 ・災害発生時の情報保障や安全確保の取組み 	<ul style="list-style-type: none"> →「誰もが暮らしやすい環境の整備」に統合 →「地域の支援力の強化」に統合
<p>生活場面Ⅵ「人間(ひと)としての尊厳をもって生きる」</p> <ul style="list-style-type: none"> ①障がいや障がい者への正しい理解を深める ②障がい者の尊厳を保持する ③安全・安心を確保する ④十分な情報・コミュニケーションを確保する 	<ul style="list-style-type: none"> →「障がい者の差別の解消や虐待の防止」に統合 →「障がい者の権利保障」、 「障がい者の差別の解消や虐待の防止」に統合 →「地域の支援力の強化」に統合 →「情報保障及びコミュニケーションの確保」に統合

3 次期計画の構成案

【基本理念】全てのひとが認め合う、いのち輝く自立支援社会づくり

【5つの基本原則】

▼真の共生社会・インクルーシブな社会の実現 ▼全てのひとの命と尊厳の保持 ▼障がいの有無によらない相互理解の促進 ▼誰もが担い手となる地域づくり ▼多様な主体の強みを活かした大阪府全体の底上げ

【3つの最重点施策】

▼本人の意向を踏まえた多様な暮らしの実現 ▼障がい者の就労支援の強化 ▼専門性の高い分野への支援の充実

各生活場面に共通する横断的視点と生活場面に応じた取組み

【各生活場面に共通する横断的視点】

①障がい者の権利保障 ②障がい者の差別の解消や虐待の防止 ③誰もが暮らしやすい環境の整備 ④情報保障及びコミュニケーション支援の推進 ⑤障がい者の生活を支える人材の確保・育成 ⑥地域の支援力の強化

【生活場面Ⅰ】

「地域やまちで暮らす」

【生活場面Ⅱ】

「学ぶ」

【生活場面Ⅲ】

「働く」

【生活場面Ⅳ】

「心や体、命を大切にする」

【生活場面Ⅴ】

「楽しむ」

(参考:第5次計画の構成)

【基本理念】全ての人間(ひと)支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり

【5つの基本原則】

▼障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持 ▼多様な主体の協働による地域づくり ▼あらゆる分野における大阪府全体の底上げ ▼合理的配慮によるバリアフリーの充実 ▼真の共生社会・インクルーシブな社会の実現

【3つの最重点施策】

▼入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進 ▼障がい者の就労支援の強化 ▼専門性の高い分野への支援の充実

共通場面・生活場面に応じた取組み

【生活場面Ⅰ】

「地域やまちで暮らす」

【生活場面Ⅱ】

「学ぶ」

【生活場面Ⅲ】

「働く」

【生活場面Ⅳ】

「心や体、命を大切にする」

【生活場面Ⅴ】

「楽しむ」

【生活場面Ⅵ】

「人間(ひと)としての
尊厳を持って生きる」

共通場面「地域を育む」

①障がい者虐待の防止や差別の解消 ②関係機関による強固なネットワークの構築 ③人材の確保と育成 ④障がい理解の促進と合理的配慮の浸透 ⑤ユニバーサルデザインの推進 ⑥大阪府全体の底上げ